

日本書紀卷之五十五 聖德太子本紀 第三十卷 聖德太子本紀

第三章 聯合軍進駐前の状況

第一節 十六日朝の幕僚、部長會同

十六日朝の状況は何時もと變りがない。朝司令部で幕僚部長會同が開かれた。公式の降伏命令が未着在上。參謀間には尚謀略の残滓がある為、更には差迫つた現地情勢の變化も見られない。軍限りで重大な決定をする必要もなかつた。結局軍限りを直ちに實施すへき事と準備のみ止め置くべき二段に分ち研究した。

結局

1. 敬言備強化の爲

1. 平時軍隊は駐屯して居ないが政治上經濟上の要点であり而かも相當数の日本人の居る「スマラン」「ヘカロガン」「チレボン」に一部軍隊を配置すること
2. 軍隊の配置して居ない州庁警備の爲歩兵一小隊を配置すること
3. 俘虜收容所、抑留所、彈藥庫、其他諸集積所の敬言備を強化すること
之軍隊

(三〇)

指揮統御、自活に便な様には整理統合すること特に滞留者無所属者の掌握を
確實にし人員掌握に遺憾なくかりしむる事

3 軍属邦人

団結と生命の保全を主眼として指揮系統に統合すること之が爲軍
隊所在地は其の保護下に入れ否らざる地域の邦人は適時歩兵大隊の
所在地に集結せしむること但し爲し得る限り其の權益に啗りつかせる様
に考慮し集結時期機之看破に就いては慎重を期すること

婦人は其の空歴の如何を問はず總て臨時看護場として速かに病院
長の指揮下に入れ其の安全を図る事 兵站要員は直ちに業務を止め且
縦ひ連合軍の要求あると之を拒絶する事 之が爲其の存在を秘する事
一般邦人に對する必要事項の傳達は軍政機関のみならず軍隊は積
極的に之を援助すること

4 日本人全員の豫防接種を即刻實施の事

5 遺骨の整理を終り合同墓地は毀さずに残すが各地に散在する墓

(三二)

標、記念碑は毀すこと

6 諸事項の處理に方りては先づ先に軍隊が隔離せらるるを考慮し置く事

7 内地飯運迄待機を爲集結地の選定に着手すること

8 秘密書類及び關係資料を隨時處理し得る様にし置く事

9 決算、支拂を速かに終り軍票は使用不可能になる事を考へ所要の準備を整へる事

備を整へる事

10 食糧醫藥品の確保に勉める事 其の量に就りては速かに研究する事

11 義勇軍兵補を解散する事

12 「千モール」「スリダ」方面部隊は隨時所在に停止を命ぜられることを考慮し成るべく西方へ退きたり「コンゴツ」ハリ島へ移動せしむる事

若し途中停止を命ぜられたり最良の自衛給養衛生乗船に

便な地域に適宜集結せしむる事

以上

尚降伏の推移が如何なるや如何に降伏するのやり全く分らぬかたは、大

体取還迄戦争間と並に「キャンブ」に入れられ相当期間待機することとなる

(三三)

だらうと思はれた

右会同には軍政幕僚も出て居たが「インドネシア」人の動きを如何考へて居たものやら此の方面からの警告は何もなく恐らくは出席者の大部分の對「インドネシア」感は戦時中と少しも變つて居なかつたのではなかつたかと思像する

第二節「スカル」ハッタ氏の失線と独立宣言

全日本人がと言ふも過言でないと思ひが免れ南珍などの日本人が自分自身の事のみを考へ「インドネシア」に對する觀念^紙失念した其の時即チ大日未明「スカル」ハッタ氏は急に失線し軍政監部を慌てさせた軍司令部が此の報を受けたのは大部後である憲兵隊の報告によれば戦争間唯一の現任民の州長官であつた「ジャカル」州長官「スウリヨ」氏の息で「チレボ」の義勇軍の中隊長をして居た青年を初めとする青年連中によつて連れ出され義勇軍兵舎で独力で独立を達成する様とし即時独立も宣言せよと強請せられて居る。生命に別條は無い様だが兩氏の出方如何によつては

引揚援護廳復員留守業務部

危殆に瀕するかも知れないことであつた

これは困る事になつたと思つたが、西氏を救ふにも事を荒立てると逆効果の虞れもあるぞ、暫らく情報の推移を見守る外無かつた

機を見て保護の爲、隔離すまかと思つたが、日本軍政に協力した既往も咎められて居るのでなく、これからの覚悟を迫られて居る様子を、謂はば「インドネシア」の指導者として引續き存続すべきことを要求せられて居るのだから、今直ぐ隔離保護の處置に出る必要は無いと考へられた

さうこうして居る中に、夕刻西氏は「ジャカルタ」に歸つて来た。軍政監部、總務部に對し「独立させよ」「させられない日本には今も「インドネシア」の独立を指導する能力は無い現状維持あるのみだ」「其処を何人か一日でつぶれてもいゝから是非独立を宣言させてくれ」で脅つた。孫人などの文渉となつた

西氏は聲張りに下る誠實なで懇請したが、まだ公式通報は無いと言へ斯うなつた以上は独立を認める譯にも行かぬので、免に角突ツ慌ねた様である

(三四)

交渉は夜を徹して行はれたが遂に「インドネシア」側は日本軍に拘りず独自を以て独立を
宣言することになり十七日正午両指導者名で「インドネシア」共和国の独立を宣言した
十五日夜も十六日夜も両氏は一睡もせず為しに平静の中にも眼は血走り而も絶へず血氣
の青年が周圍四周に控へて両氏の態度によつては殺しも兼ねない風で引くにも退けぬ
真劍其のものであつたと言ふ

「ジャカルタ」駐在海軍武官前田少將が見兼ねて「イ」側の求めに應じて其の宿舍を
貸與し且其の肝煎りで約五〇〇米離れた總務部長の宿舍の向で因縁の
接衝が行はれた譯で海軍武官のスタッフは日本の徳義心から言つても「イ」の
気持を察し独立宣言をさすべきだと主張し軍政並部総務部長のスタッフは
國際道義上現状維持であるべきだと独立宣言させることは日本政府の方針に反し
大御心に悖る考へ方だと互に譲りず今にも血の雨を見る様を状況であつたと
言ふ 結果は前記の通りになり遂に日本側の知らぬ間に全「インドネシア」民族
全世界に向け「ラダオ」放送迄して仕舞つた 尤も戦争間から「ラダオ、ジャカルタ」

引揚援護廳復元局留守事務所

は日本側使用と「インドネシア」部門とは別個になつて居て日本人職員は数も少くないし此等の干渉を排してやううと思へばいくらでも出来る様になつて居た

独立宣言文は「我々は「インドネシア」民族の名に於て此処に独立を宣言す政權の移譲は可及的速かに行はるべし」と言ふ簡單なものであつた

正直の所これが歴史を劃する性質のものだとは露骨な言ひであつた多少困る様になるかも知れぬと言ふ感じはあつたが馬耳他を事とするとか憎たらしい奴だと言ふ氣はしなかつた又むきになつて揉み消すとか弾圧すると言ふ氣は固より起りなかつた結果としては聞知せずの態度に出たが内々やつて貫ひ度いなアと言ふ

氣は自づとある又「側急進分子の間では武装蜂起の案もあつたらしいがやらなぞでよかつた若し「武装蜂起」したら当時の日本軍とては之を弾圧しなればならなかつた

らうし又軍司令部としては「側」に對し不信感を懐く様にもなり實質力的にも萌芽の中に「側」の独立運動はたたかかれたであらう

此處で「應」スカルケ「ハッタ」氏の隔離保護の要を考へて見たが前述の様

(三六)

日本に協力した事をも咎められての事でないが、其の必要を認めなかつた。同時に「インドネシア」側の情報を取ることも気が許さないので、差し控へた。又日本軍の配置を作戰本位に轉換することも前述の様な一気で向頭になり、日本軍は依然連合軍に対する信義上から現状維持を旨とし、又自己自身の事でも他を顧る餘裕なかつた。

(三七)

第三節 終戦後の處理

十六日の幕僚部長會同の結果に基いて、俘虜收容所長と協議した後、同日俘虜收容所抑留所の敬言備強化命令を、又十七日には通過部隊人員の掌握確立の命令と義勇軍解散命令を、十八日には戦闘行為停止、築城復旧命令と工場事業場中作戦に關係あるものは停止し、其他は依然之を續行すべき命令を下した。

又十六日以降續けた下研究を全て、二十一日には移駐地準備命令を下し、同二十五日には準備の爲先遣隊を出発せしめ、二十三日には兵補の解散命令を

出した 此の向連合軍に関する情報は何にも無かつた

義勇軍の解散は之が何を任出すかも知れぬと言ふ懸念が根底をなして居たが更に連合軍が進駐した時には必ず解散命令が出され「インドネシア」は之に應じない公算も少くなく結局日本軍に實力行使が命ぜられ日「向」の悲憤を闘争に移行すると憂慮せられたので寧ろ自主的に解散するに若かずと考へられたのである之が爲には時期は實施部隊の準備出来次第と言ふことにはたが幸に獸野向之が改編の準備を整へて居たので十九日に實行することか出来た

何しろ將來は独立國軍の基幹となり創生期に於て身命を献げる覚悟を以て日本軍に協力して呉れる人々だからと言ふので可愛かつたし今独立寸前に此の敗戦の悲運を見たので解散に方々は出来る丈の面倒を見ることにした兵器以外の義勇軍に持てる居たものは全部軍馬迄分配取還せしめた

後刻方面軍から解散命令が来る之を手厚く遇する様に指示してあ

(三八)

つたが全く靴を二にして居た

軍隊には万一を準備したが解散は全くなごやかに行はれ寧ろ民族の元気はこれ
でいゝかなアと深く感ぜらるるものすらあつた 訣別を惜んで泣いて分れたと
報告のあつた所も少くなかつた

集結地の選定は東中、西、各防衛隊に着眼を示して夫々防衛隊内全般の事
を処理したが「ジャカルタ」「ホゴール」地區は軍司令部が直接主宰した 其の事

旨は阿れ内地に送還されるたうが相當の期間(三〜四年)場合には数年
船行りしなげばならぬたう 此の時「ジャカルタ」其の他の必ず連合軍が進

駐して来る所に居れば録を事は無いに限つて居る 第一武力衝突の危険
がある ニき便はれる「インドネシア」人の前で面子を落される様を事をやうせられま

更には現在日本軍が使うて居る事務所、宿舎は全部取り上げられて居り所が無くなる
向ふが入る来る前に自分で適當な菓を見つけて入る置くに限ると 選定の着眼は

左の如きもので 後刻上司からも同様な事を示された

左記

(五九)

順調に事運んだ然し建設早々の中部防衛隊はもうは行かなくなった司令部が地理に通過して居ない点がある。更に軍属邦人に馴染むことが出来なかつた。其処に終戦で何がなると軍隊の整理下にペロペロする必要があるが我々は軍隊と離れ独自の集結地を選定すべきである。我々は非戦闘員である。シベリアの地位は国際公法も認めて居ると言ふ訳である。

集結地の分散は甚だしく會社毎に持ち度と擴張して居る所があると言ふ軍直轄地は勿論東西部も既に選定を終つて夫々設営を初め様と言ふ時に高決まりな中防衛隊の高級部員を電話で呼出して防衛隊司令部の案を實行する様に軍命令を出さうかと言ふとも暫らく待つてくれと相談して最後案を報告するからと言ふ。斯うして居る中に「ゴタゴタ」が如何なつたか全く分らぬ様になつた。「ジャワ」の終戦処理の中で最入の心配の一つは中部の女の安全であつた。

斯くて軍は全くおとなしかりた。戦時中のインドネシアの状態を前提として連合軍との衝突防止、これによる酷使豫防を主眼として自ら武器衣を格納して丸腰で数十人の集結地に分散基布する基礎態勢を終戦十日内外で取る様に準備を整へた。

此の外に兵器、彈藥、燃料、糧秣、被服、集積所、兵舎、重要公共施設、俘虜、抑留所等が枚挙に遑なき程、今置かれて居る。

第四節 終戦直後の「インドネシア」の動向

十七日正午「インドネシア」側が独立を宣言した後、同夜、南軍と二南遣に報告通報した「ジャワ」の状況は左の通りである。

左記

日本降伏情報は何となく一部、原住民層に漏るるに伴ひ、此の機を失しては再び独立の機會なしとの見地より、特に青年層を中核とし「スカルノ」「ハッタ」を担ぎ、自力を以て速かに独立を達成せんと之を一般に宣言する者を生じ、十六日夜は放送局、電信、電話局の占據、二十日晝は各官庁の占據等の風評行はれ、或は十七日午前中には奉公挺進隊を中核とする約十名内外の即時独立を標榜する市中行進行はれ、或は「スカルノ」が其の私邸前に於て約五、六百の群衆に対し、即時独立を行ふべしと演説し、更に即時独立と政權は日本より合法的な方法を以て移譲を受くる旨を記せる「ピラ」を撒布し一部

義勇軍が之に参加するとの風説ありしも目下の所大なる動搖を見ることなく治安は概ね良好なり然れども情報一般に知れ渡るに伴い治安は乱れることあるべきを以て警備を厳にし警戒中なりと

免に角十七日夜は治安の不安は必至と言はず乱れることもあるだらうかと甘く見て居た

十八日「バンテン州」セラニ憲兵隊(夫力十数名?)が襲撃せられ我方死傷各一も生じた對「イ」向頭はごくはしき居たが何しろ「イ」側による被害はこれが初めで考謀部としては相当の「ショック」であった。それで其の原因の調査を命じたが多忙に追ひ廻され何時とはなしに忘れつき止め得なかつたし又報告も受けなかつた後から思へば此の時徹底した情勢の分析を行ひ就中軍政監部の要員カと「イ」の志向とを検討すべきであつたが此の明がなかつた

一方夕刻(十八日)憲兵隊が本日「イ」側は独立準備委員会を國民委員会とし独立準備委員会の選定した「インドネシア」共和国憲法案を採択して「イ」共和国憲法とし正副大統領として「スカルノ」「ハッタ」を選挙したとの報告があつた

軍政監部からは参謀室に對しては何の知りせも無かつた此の報告に接して「やむを得ず」寧ろ「やむを得ず」貫以度いと言ひ潜在心國はあつたがこれが亭々たる大木に生長すべき必然の若芽だとは直観されず寧ろ非悲願と感ぜられた 従つて「スカル」ハッテン氏の身分の保護ニ就いては「イ側」には尚信賴されある証查として安心した

が同時に「イ側」の方を「イ側」に猛烈なものとは考へて居なかつたので日本自身の利益を弁る爲両氏を隔離すると言ふ様な事も考へなかつた
翌十九日「イ側」は行政組織の編成、主要人事の選定を行ひ且「イ側」官吏は全部大統領命令のみ従ふべき忠誠の道を確立し 同二十日には國民治安軍(BKR)の結成宣言 二十三日には國民運動指導綱領 二十四日には同二指導本部の編成 二十五日には中央國民委員會を正式に國民議會の暫定機関と決定した
即ち「イ側」は日本軍降伏後一自として建國の組織要綱を決定し國民の忠誠を獨立に皈し軍政の内部統一(各の言葉は日本語の固結である)を圖り「イ側」地域に於ける一切の主動権を把握する素地を作つて後は強力に飽かず倦まざるに之を推進するのみとなつた

遷葬を施行した

此の間重慶となる如く連合軍に對する事で言はず語りずの申に覚悟の程は見えて居たが「インドネシア」關係の処理が当面の主業務にちらう等とは何人も考へて居なかつたと見え、重大を聲言をする者は無かつた

慰靈祭に「スカル」氏が開始直前に大急ぎの態で馳せつけられた。軍政監部總務部の事務官が案内して居た

後で何か重要な事に出席しなければならぬのだが何しろ数日來の忙しさでどうも思ひおせずには居たが案内に來てくれて間に合つて不義理をしない事になつて良かったと漏らして居たと聞けた

斯く戦致者に敗戦をわび戦争間の事に「應」の稱をして心を新たに降伏の新事態に向ふ気構を整へた

第六十四節 「インドネシア」の告別

(四六)

1556

軍政道部と言ふも總務部長とイノネヲ側指導者との關係は「現状維持と独立天後打切の頑
守を因とし」イノネヲ指導者との間は憤激の中ハ十七日以來訣別して居る譯であるが軍務謀部
は之を知りず其行つて居るものと思ひ込んで居た事は既述の通りである

堅し降伏の事實を何時迄も秘する譯にも行かず公式の通報は未着であるが参謀長が
個人資格で「指導者」ト十八日內報し同日夕刻に公式通報もあつたので軍司令官の名で正式
に通報した

「イノネヲ全般に對しては三十日先づ官更全般に對し通告し次ぞ翌三十一日軍司令官告
辭を以つて全般に告知した

告辭では「民族の長期に亘る終極漸進的の協力と懇情を深謝し且平和的を方法が其情
願たる独立を達成し」民族が生々と發展し其の原寧ならんことを祈る旨を述べた此の際独
立に觸ることは連合軍に對する憐れも考へられたが独立は「民族の宿願で既に全人類の意識たか
らと入れた。尚平和的を方法で入れたのは「いゝまやく」と現狀の下に於て「これが独立を達成するには
此の法によらなければならぬ」と心から信じたし般鑑を遠かりず日本にあるとした 又世界甲の全

引揚後獲應復員局留守業務部

人類がやつと戦争が終つて「もう戦争は懲り／＼と感じ、平和的の空氣が一世を風靡すると考へら
れる時に暴力に訴へるは世界の同情を得る所以でない」と信念したからである。又「インドネシアの
民族の現況を至当に認識すれば西洋人の人情と道義感を以てすれば必ずこの願望を
解れると梯尺して居た

尚「この独立指導者」に就ては十八日夕方軍から折り返し左記指示があつた

左記

新事態発表と夫に第十大軍司令官より独立準備委員会に對し新事態の発生に因り
帝國は道徳的乍ら東印度の独立指導者を行ふと不可能とせられ此の事態に於ても独
立宣言を行ふや又は中止するやは民族自体の発意に委するやを申渡し当時の状況
に依り適宜指導に當る。尚独立宣言をなす時は彼等をも自発的に行はしむると共に
軍は之に固執せざるものとす

第七節 終戦の「ショック」から醒めた八月下旬の日本人の気持

(四ノ)

ニ七日蘭員協定締結せられた旨通報を受け次いで二十九日昭南に於て之が傳達を受
けた。英軍の態度は冷厳そのものが筋の通さずを強硬に主張すると聞入れることがある
と言ふ

「この状況が如何なるか薩張り合ふに進駐するのは英濠米蘭何れか又其の時
期は何時か分らない

濠軍が来たらひどい目に遭はざらう、和蘭だつたら目もあてられまい 観念の目を閉が
つまいだらう

米だつたら人道的でないだらう、吾人道的な分らんが大兵と槍不入物量を持つて
来て日本軍の面子を若とし三年間蓄積した日本軍の成果を一挙に根こそぎに拂ふだ
らうから望ましくない

英軍は結局北等の間でまアこれかた司令部の下馬評は言々である
司令部は連合軍の進駐は多少時間の懸念格もある様を又遂に今にも行はれさう
を死がしてピクくものであるが日本人一般就中一般邦人の中には終戦のショックが

引揚援護廳復員留守業務部

違す如く示され此の辺の消息を示唆しあるに付指導に遺憾なきを期せられ度依命
尚支那人アラブ人日本人其他一般に買漁りが行はれ經濟力を乏しいインドネシア人の
生活を困窮に陥らしめ治安の基礎を危くする兆があつたので同日買漁防止の委
謀長通牒を發した。これで日本人以外を幾何程擧正し得るかは疑問であつたが
日本人を振肅せしむること大りとも原柱民の役に立つと考へられた

第八節 連合軍の様子が少し分つた八月末頃の状況

前記の様に八月二十九日蘭貢協定の示達を受けると共に同日方面軍から兵
器使用に依る連合軍側との不測の衝突事故發生を防止すべき命令を受けた。而
して「シカホル」地区の部隊には自主的に武装を解除して危険物は蔵に危い人
間は引き離し敬告の爲必要な最小限の人員も彈藥は五発以内に制限せよ
と命令され之が附記されて居たので軍としては「シヤワ」は多少違ひがと思つた
がまあ右へなりへで之に則ることにした

此の日の側は「シヤカル」市民劇場で國民委員會結成中央大會を元「シカ

(五一)

ルヲ義勇軍大団長「カスマン」氏の司令で開催し翌三十日には國民運動指導
要綱決定の祝賀行進(参加者約一〇〇〇名)をやつたが参謀部は当時と別者
の事は知らなかつた

軍は前記方面軍命令に基いて同夜左記命令を下した

左記

一 軍は情勢の推移に伴ひ兵器の使用に依る連合軍側との不測の衝突
事故の発生を防止せんとす

二 第四十八師団長、東、中西部防衛隊長及軍直轄各部隊(機関)の
長は対敵武力行使の停止に伴ひ取締を適正にし連合軍との不測の衝突
事故発生を防止すべし

又前項各部隊(機関)の長は自今兵器の使用に關し直ちに左の如く制限
し連合軍側との不測の事故発生を防止すべし

左記

治安警備に任ずる部隊及各部隊の直接警戒員を爲すもの以外の

(五二)

(五三)

火器(砲)及彈藥は一功之を連合軍側に交付する為参謀長の示す時期及位置に集積す

各部隊に備は在する部隊及各部隊の直轄隊員に携行せしむる火器は小銃

又は拳銃のみとし彈藥は五発以内とす但し右の火器及彈藥も亦連合軍の上

陸前日正午を以て之を前号の如く処理するものとす又特に示す部隊並び

に憲兵隊の携行するものは其の警備終了の時とす

3 將校に對しては一般に現在所持しある拳銃及同彈藥は連合軍上陸翌日

正午迄之を携行せしめ置くことを得

4 爆藥類特に手榴彈は其の返納状況を更に点檢し未納を皆無とら

しむるものとす

5 軍刀銃剣に就いては別命す

参謀長指示

1 火器は互の位置に集積するものとす

各部隊は独立大隊は其の位置に

別命す

爾他の部隊(機関)は最寄兵器廠若しくは独立大隊の位置に

但し独立大隊の兵舎にして連合軍の進駐時直ちに其の使用する虞のある
場合は防衛隊長に於て適地を求むるものとす

2. 集積兵器の警告戒は大隊位置に集積のものは防衛隊長の任とし爾他
のものは防衛隊長と兵器廠長協議決定するものとす 但し支廠を配属
せしめある防衛隊長は防衛隊長に於て決定するものとす

3. 兵器集積着手の時機は概ね九月一日とし終了時期は別命す

4. 軍政道を行ふべき警告標機関の兵器に就いては別命す

5. 連合軍側への引渡要領に就いては別命す

6. 治安警戒の爲保留する兵器彈藥数は之を軍兵器部長に電

話連絡するものとす

次が三十一日には左記命令を下した

左記

軍は連合軍進駐時に於ける治安確保の爲憲兵隊の警備力を増強せんとす

(五四)

二、東中西部防衛隊長は別紙人員(註略するが二三百名以内である)を補助憲兵として各憲兵分隊長の指揮下に納入せむべし。

三、憲兵分隊長は前項人員を指揮し治安警備を強化すべし。之が為軍政警察機關を以て外することを得。

別に軍政警察警察機關には兵器裝備を強化した。大したものでは固より無い筈であるに、武力衝突は偶発的事事が少なくない。而かも其の結果たるや累を上司内地迄も及ぼす。大なりなく現地では其の後の連合軍の取扱がたまたまぬと言ふ譯であるが之にも増して重慶は戦勝者に対する戦敗者の心理的恐怖心である。又言語習慣の差異皆心配の種なるは無い。従って引き離すに若かずと決心した譯であるが兎に角一部は人身供の様を以て連合軍との矢面に立たせなければならぬ。

之が為憲兵隊は「ジャワ」では最も素質のいい部隊であると考えられて居たし、而も大體幹部を主とし判断力があるばかりでなく一般市民の取扱に慣れ親しんで之を主とし連合軍との接觸面に使はうとした訳である。これでも尚危険なから

出来たら軍政警察機関(主力はインドネシア人)を以て之に当らせ度いと考へ様子
を見ることがした。 実際憲兵隊は良く働き兵力に比し能率を上げたが弊害
もあつた 即戦犯調査の進むに従ひ此の方面で連合軍の点数を繰いで戦犯
を免れんとする趣のあつたこと、平時業務の性質上原住民に反感を持たれて
居る者を含んで居る事である

斯くして軍は連合軍の進駐に先だち主要都市の警備力を「グリーン」と下がり
共に集結地の設営を進めた

此の頃軍の懐いて居る降伏の構想は九月三日各隊に示した左記参謀長直牒で
示す

左記

連合軍の進駐に当りては日本側は連合側の進駐状況に即應しつゝ、警備引
継等の為直接必要なる部隊機関人員を残置し他は悉く新集結地に移
動し以て不測の事態の發生を防止することに定められたるに付旅命
追而一般邦人を新集結地に移動せしむべきや否やに關しては目下不足して交渉

(五六)

の結果定まるべきものなるに付差し迫りたる状況に於て処理せらるゝ事となるべきを以て集結準備は一方に於て完整せしめられ度

連合軍の進駐時期は不明なるも五日夕耶南に於て指示せらるゝ旨に付参考迄

又日本人が連合側の進駐前工場、事業場、物資集積所等より離脱せば大掠奪に遭ひ結果として日本人が破壊せりとせらるゝ虞大なりと思考しあるに付注意相成度

右の一般邦人は出まゝ及び其の權益に嚙りつかせる為長く留め又國際主義と民生保持と公天事業、平和産業は継続する必要あり且「イトネシア」の治安状態は之を許すと考へたが場合によつては之が過望であることが分つて一挙に際とい所で引き上げさせなければならぬ様になるかも知れぬと考へたからである

第九節 連合軍進駐の前觸のあつた九月下旬の状況

八月三十日は和蘭女王の誕辰日とかで蘭旗の標識をつけた B24 が東部ジャワ各地に傳單を撒布して住民を激昂とした華僑、アラブは盛に蘭貨の買取りをやつて

トネレシを刺戟して居る。時偶々「トネレシ」は「ボサ」期間で此の期間に精神的に尖鋭化すると言ふ。

参謀部は南機飛翔の報告は受けだが女王の誕辰日とは知りぬし之が民心に與へる影響等しかく的確に類推し得ない

これに刺戟された譯でもあるまいが九月に入つて俄然「トネレシ」の運動が「ジャカルタ」で活発化し一日には海軍經理部倉庫の襲撃、二日には映画配給所の諫獲、強要補助憲兵二名の殺害、三日には電信連隊の下士官二名の行方不明事件があつた。此処に俄然と書いたが後から振り返つての俄然で當時は少し要行が荒々なつたなと感じ、これが逐次補充強化されて行つた次第である。当初の目標は飽く迄も未稍機関に指向せられ而も責任者の掴み所のない民衆のばりくの行動の形を取つた。

此方は悪い譯でなく取られてもさう痛くないし足は「山へ山へ」心は「何をやつてお仕様かない」従つて「ボサ」して居ると言ふ譯であつたから心では多少思知りすたとの氣を持つた者もある様だが大体笑つて取られた様である。

此の動きは今に「ボサ」全般に波及すると判断せられ之を憲兵を主体とするもので

治安を維持して行くのは不可能と感ぜられたので九月三日左記命令を下し憲兵を所在の防衛隊長の指揮下に入れ各地域毎に情勢に即應する処置を取りせることとした。防衛隊長を地隊としたのは情勢の更迭に伴ふ名稱変更に過ぎない。

左記

一軍は新事態に対処し警備部署を變更せんとす

自今各防衛隊の名稱を地日隊に改め且西部地日隊中「ジカルク」特別市「ジカルク」州「パンチン州」を予の直轄地域とす

二独五混成第二十七旅団長は独五歩兵第一五一大隊を予の直轄たりしむべし

三軍憲兵隊長は東中部地日隊内所在憲兵をして關係地日隊長の指揮を受けしむると共に軍直轄地日隊の警備に關し独五歩兵第一五一大隊を指揮すべし

但し各地日隊に配属せる憲兵に付憲兵本然事項に關し正知するものとす

四日東部地日隊では二十九日の軍命令に應ずる兵器集積完了の時期概を九月六日一七。迄に指示した。流石に軍司令部では目下の治安状況に鑑みて未だ決して兼ねて居た。本指示が示す様に東部「シヨウ」は未だ離れて居た。東部の考謀は六七

用務課長 藤田 健一

の両日集結地視察の爲東部の各地を廻つたが此の府旅行中別に生命の危険を感ずると云ふことはなかつたが多少戦時中とは違つた雰囲気があり且民族旗は到る所に
靡り軍政要員は多忙に追はれインドネシア職員の進出が看取せられ一部日本人の
中には自棄的のものがあるとい内地飯屋後話して居た

斯う言ふ空気の所へ四日連合軍機は「ジャカルタ」「バンドウ」に傳單を撒布し翌
五日にはBが「マラント」に物量を投下した

此方の赤とんぼや軍偵を主とし時々双軽爆が捲ぶのと比べて胸の肩身が狭い

傳單は司令部にも送つて来た。今何が書かれて居たか記憶は無いがさう重大な
影響があるうとも考へなかつた様な気がする

又此の日の午後「バンドウ」の海軍彈薬庫が爆発した原因は不明とのことであつたが
大部後になつて謀略説も耳に入つた。謀略説とすれば「インドネシア」にやり度いがやれなから
せめて連合軍の手に入つて之が「バンドウ」に便はれぬ様に自爆させる。或は「イ」の要求
に對し真正面には断り切れぬし断ると兵隊の首が危し又渡すと連合軍が恐い
のでいつそ向著の因をなくする爲に自爆させ様と言ひ考へにも共感し得る竹節は

(六)

ある或は又原因は純粹に不明であつたかも知らぬが結果としては「自爆させる位なら俺達にくれたらいいではないか他のも自爆させようから其の前にも自爆に行かう」と言ふ方面に民心は動いた様を気がする

又五日には英軍が「シンガポール」に進駐した

「インドネシア」の運動は九月下旬は未だ西部就中「ジャカルタ」及びの様を觀望を呈し其他の地区は比較的静穏であつたが連次波及の兆があつて東部地区隊では「スラバヤ」市駐屯の警備大隊を一中隊を集結地に残置し主力を「スラバヤ」に復級せしめて同市並に其の周辺地区の警備を強化する様に命令した然し尚一般的には平靜で前記の通前々日四日には兵器を蔵に收め終る時機を本大目付とした程である

上旬後半になると「ジャカルタ」では「インドネシア」の政務動向活潑化し軍政当局の指示は全く有名無実となり殆んど無視される状態であつたらしい

軍参謀部は未だ軍政監部を信用して軍政面に干渉すべきではないと思つて居たが軍政治安維持の見地より「インドネシア」を眺め居てそれ程だらうとは考へて居たがつた四日には「バンドン」の西部鉄道支部の様を高級官衙が移讓を強要せられた

川島俊彦憲法委員留守業務部

只事ではないと思つたが、之を事はあり得るだろうと考へ手を打つことを差控へた。次いで大日には「ジャリ」電氣公社が押しかけられて負傷を生じたが、邦人掩護の強化処置を講ずべきやを考へたが、またそれ程でないとも考へ、且行政的措置は民間機関なので公共性の重大に不拘取ることと差控へた。

八日は「アサ」明けなので七日には之に對処する為「ガカル」地域の警備を強化した所が此の結果の故ではあるまいが、七日八日は早總に過がほいとす、同時に頼りない気もし、日本人だらうや中休みなんかせず、えを機會を利用して反る推進するの気がと感せられた。

然し此の日午後連合軍停房^撤隊先遣隊英軍少佐「グリーンハル」少佐以下七名が何等の豫告なく「ジャカル」飛行場に落下傘で降下した。別に東部では「ラン」地^地に米機二機が飛来し薬品甘味品を投下した。

右降下の報告を受け、軍は先づ「ジャカル」第一の「ホテル」デスインデスへの案内を命じ、豫め準備した連絡將校を差向け、其の用向を承知した。爾後軍は實際の必要に鑑み、各隊より英語に堪能で自隊業務に通曉せるものを

簡拔して渉外部を編成之を「アスイズ」に常駐せしめて待命救恤隊(RAPWI)と
接渉に當らしめた

何しろ軍は物持ちがあつたし連合軍に引継の爲貨物廠の倉庫を整理申
是作戦当時押収した洋酒等が尙相當量發見されたりして公私の持持、命令
の服行に遺憾のない様に勉めた

一方昭南に於ける降伏實施の様子も分り連合軍に對し降伏引継を準備
すべき事柄も分つて来たので著々と之が整備を進めた

之が爲去る大日全般に配布した連合軍に對する引継要領書を昭南の進
駐時の経験によつて修正しRAPWIの空気を調節して九日には連合軍の宿
營施設の整備命令を十二日は全般の引継業務整備機關設置命令
を下達した

内容は引継担任官と担任業務を定めたるものであるが且取も準備がいと考へ
られたものは軍需品就中兵器の完全な掌握と引継に便す様を配置を
取ること並びに連合軍の失念を準備することがあつた

引継業務準備要領書(留手業務部)

進駐兵力も時期を分りぬしどの程度兵舎を人の施設したらいか分らなかつたか
誠意を盡す必要があるかと考へ日本軍の標準を以てすれば贅澤過ぎると
云ふ位進駐備することにした

宿營施設の進駐命令の要旨は左記の通りである

左記

一 軍は連合團側の進駐に備へ宿營施設を整備せんとす

二 各地に隊長(直轄地)に在りては軍経理部長(左記)に如く宿營設備を九月二十
日頃迄に整備すべし

又軍政又は施設總局及其他の機關を以て前項諸官に協力せしむべし

左記

数字は連合團側進駐兵力

- 「シヤカルタ」一〇、〇〇〇 「スラバヤ」一〇、〇〇〇 「バンダヤン」一〇、〇〇〇 「スマラン」三、〇〇〇
 - 「マダラン」三、〇〇〇 「カラン」三、〇〇〇 「ホムル」一〇、〇〇〇 「シロ」三、〇〇〇 「シヤカルタ」三、〇〇〇
- 三 軍直轄地と關係部隊長は別に示す所により自隊の宿營設備を整備すべし
- 四 細部に關しては參謀長を以て指示せしむ

六

参謀長指示

一 宿営設備は兵舎並びに休養給養、医療の設備を行ふものとする
其の程度を概ね左記を標準とす

左記

ノ兵舎

既設旧葡印軍兵舎を優先に充てし兵額増加に従ひ逐次學校其の
他を充てするものとする

宿営施設は爲し得る限り寢台を準備するも不足分は上床とす

電燈は概ね五、〇〇〇人以下にありては四人に付一燈 五、〇〇〇人以上にありては

五人に付一燈とす

二 寢具類の整備

（一）各地区隊長（軍直地又は貨物廠長）は左の如く準備す

（二）蒿葉蒲団、枕、日覆、敷布

又々担任兵額に應ずる員数を新調するものとする、但し期日迄に

六五

向に合はざるものは各部隊に於て現在使用中のものを充当するものとす
蚊帳

各之担任兵類に應ずる一人用蚊帳を現在使用中のものより充当し

之が代替品は軍貨物廠より補給を受け自隊に於て整備するものとす

④軍貨物廠長は前項に應ずる原材料の補給に任ずるものとす

3 給養

連合團側の要求ある場合は憲兵と軍政機関之を担任するものとす

するも軍貨物廠長は之に協力するものとす

4 衛生

医療施設は現在軍に於て使用中の全病院を解放して連合團側の使

用に供し万全を期するもののみを確保する如く研究すること

⑤ヤカトル地区に於ける兵舎使用の順序を概ね左の如く予定す

左記

1. 進駐兵力 2,000 の場合

決定した基本要綱は何とも知らないのである。只末期の現象を見青年や匹夫野人共の演ずる現象を見て居るに過ぎない

日本人がちょく殺される「インドネシア人は日本人を憎んで居るのではないかと疑心も脳裡を掠めることもある。八月下旬未だ「インドネシア」が静かであつた頃「ジャカルタ」で用を怠り日本人をゴロくさし置くとはいふ善をなす基だと思つて集結地設営の爲山に押し上げ様とする。仲々御藥を上げながら大連中が町に危いとなるとどしどし戰場を家も捨てて山へ行く

「グリンハル」に少佐一行の用務も分つたので軍は其の命令を忠實に守つて精魂を盡した

元来戦争間は物が足らないで困つて居たので停戦、抑留者は民心把握を主とする関係と戦争は何時迄続くか分らぬので出来るだけ節約して「ストック」を持たなければならぬ。其の關係で其の重要性は現住民の次に置かれたが終戦と共に直ちに其の改善に努力した。然し我々と連中との生活程度に対する認識は撈尺が違ふ健康保持を主として傍ら自給度の向上の目的で女子抑留者に好意的に課した菜園作りが重労働を課したとて戦犯問題になつた位で貧乏人たる我々のこれ位ならと言ふ尺度は彼等には

虐待としか取られなかつたらしい

それで「グリーンハルシ」が味を彼奴も悪い此処が良くない夫給養の改善、宿舎の美化だと言ふを轉手古舞をした

然し流石は大國民而も眞先に敵地に乗り込む大けあつて飲み込みも早い。癡人から下まで疑ふ所が無く赤心を以て打つかれる何時の間にか之に對する態度意義は左の點にあると心構へが出来た。これは一に連絡將校の能力と誠意の賜物である。現役將校だけでは迎もくゝある

1 誠心誠意命令を遵奉して信用を博すること

2 連合軍の進駐状況を知る事

3. 「ジャワ」の一般事情就中「インドネシア」の實情を知悉して救恤業務のみならず、頭を以て政務に關心を持たし「インドネシア」を高評價で引渡すこと

RAPWIの到着後和蘭人柳首者は一段と勇氣づけられ又我々はさう自信し得なかつたが彼等は情報が入つて居たのであらう。連合軍の進駐目途の向に在りと言ふので大胆

川島俊徳復命リ留守業務部

(五九)

になり或は早く抑留所から出て旧職場、旧財産に復讐し之を確保しなければ乗り遅れると思つた
のたうどしく、飯つて来た。これに対し日本人は大体へつくする。唯々諾々として向ふの頼まんと
とまで此方から進んでサーヴィスする。

第十節 英巡洋艦隊の入港と九月中旬頃の状況

「グリーンハル」との接衝の間、進駐軍は英軍を主体とするものであることが臆気なかり
察せられた。蘭、米、濠との関係は分らない。此の頃日面と向つて之を事を確めるのも何
だか秘密情報を知りたがうて居る様ぞに思はれはせぬかと口にし得なかつた。

十四日早朝「グリーンハル」から明朝^神英國艦隊が入る。司令官は「バタール」少將と言ふ
前に英海軍省で局長をも居た鋒々たる人で日本軍は之に報告をせよ。又英軍の
爲に一万屯の貨物が入る様に二〇〇〇屯の埠頭倉庫大棟を空け揚塔は二百十屯位の
積りで準備せよ。警備は日本軍担当せよと示された。

海軍が日本軍の降伏を受理するかと聞くと陸軍だと言ふ。進駐は何時かと聞けば

三、四週間後だと言ふ

三、四週間も掛るのだつたら耐らぬと言ふ氣もするが「インドネシア」の處には組織を整へる爲遅い方がいゝやと言ふ氣もするし或は逆に英軍が不準備の儘飛込んぐ末大方針の様を氣もする

一万屯の貨物が果して海軍だけのものか陸軍のものか第一回切か第二回分か聞く譯にも行かす分らぬが一万屯なり大した事はなと思ふ

参謀室へ飯つてよく考へた結果英海軍を「ジャワ」に引張り込ませ、陸軍と違つて海軍は本國と直通する公算が多いから「インドネシア」此の健氣な「ヤ」の願望が「ロンドン」に直接達する公算も多しだろ

将衛は進駐軍に對する場合と同じく否これ以上にやるべきである、其処で豫め準備した書類を大急ぎで修正を施して直ちに活版に附した書類は徹夜で整備した、何しろ英文化しなければならぬを面倒臭い、然し厚さ一握位の報告書類が出發迄には立派に出来た

引揚援護聽復は同留守業務部

狀況報告軍隊の配置集結地の狀況人員兵器被服糧秣衛生材料船舶
通信軍政全般修虜抑留所等考へ得る全部の事を網羅し詳細な表
地圖迄つけた

部数は艦隊司令部及びなく上級艦隊司令部「シカホル」の「マウントバッテン」司令部
英本國（陸海軍省外務省）等の分も豫想して決定した

「シカホル」の一般地圖を別として二十部位は提出したろう

而して其の狀況報告書は別冊の通りである但し当初起草した「民心の動向並びに
政治及治安狀況に就いては左記の通りであつたがのつけから餘り度ぎつゝ「インドネ
シア」の独立を表面に出すのは逆効果になるから当初は之をほかし逐次此の豫練を
出す様にしたがいと言ふので改めたのである

左記

「一」民心の動向並びに政治及治安狀況に就いて

「インドネシア」民族の独立願望は戦争以前より存したるものにして之が戦争に依る

(七二)

政權の交替に依り急速に表面化せり日本軍政三年半も通じて「インドネシア」民族の独立許容
 政務の移譲、民族旗、民族歌の許容並びに民衆運動等に関する要項日終始一貫
 して頗る熾烈なるものありたり。依つて日本軍は進駐以来政治參與を漸次拡大せしむる
 と共に独立準備に關する具體的處理を著々實施中なりし所八月十五日新事態の發生を
 見るに至れるを以て十六日以降指導者に対し独立支援不可能となりたる旨を内示すると
 共に二十日新事態正式發表と同時に最高指揮官佈告を以て之を明示し又再三注意
 を喚起せり此の間に於て民衆指導者は事態の性質を理解したるに拘らず一般民
 衆の独立意欲は更に昂揚するに至れり
 今後今後の統治形態に就いて
 前項の如き現況よりすれば連合國としても当地域の統治上「インドネシア」に對し独立を
 許容することは必要且得策と思料せられ又「インドネシア」自体も連合國側の従来表
 明せる民族自決的世界政策並びに國際正義の観点より此の點に關し絶大なる
 期待を有しあるものと判断す

二 川島俊復 應復 一 局 留 宇 務 部

○治安問題に就いて

当地に於ける治安問題は若干の例外を除くは独立問題若くは衣食問題に關
聯しあり特に独立問題は重要にして治安工作は民族旗民族歌の取扱及民族指導
者待遇等の独立工作を前提とす而して右前提を誤る時は單に陽性の暴行暴動に
止りず全島的に陰性にして鎮圧困難なる「スライキ」「サボター」等へ直ちに轉化し
民政の運営を不可能ならしむる虞あるを以て此の向の施策は慎重を要す此狀
況報告書第二次終り

第二項の生粹即「インドネシア」の独立を認めよと言ふ事は後刻折に觸れ機を求めて英軍に進達
するに比して事實を諒長から進駐英軍司令官に参謀かり英軍参謀へ進達した此の考への基本を
なすものは折角日本の指導下によつて其の宿願を達成し棟とて居ることを不意に頓挫した今更折角元服し
やうと言ふ若者を敗残軍の道連れにするのは適當でなく大英帝國の人情と道義によつて独立を
達成せざるを適當とし之が爲には「インドネシア」の實情を間違ひなく英軍に認識させる必要が
ある又これこそ英軍をして道を誤らぬが爲に協力する所以と信じた事による

(四)

連合軍指揮官ニ對スル狀況報告並ニ希望事項

第十六軍司令部

現況報告並ニ希望事項

連合軍が嘗テ当軍が管掌シアリタル地域ニ進駐セラルルヲ圖滑程奇ニシ以テ赫々タル勝利ニ對シ深甚ナル敬意ヲ表シ其ノ權威ヲ益々光輝アラシムル爲当地ノ狀況ヲ豫メ報告シ兼テ日本軍ノ希望ヲ閑陳シ置クヲ適當ト思考セラル、ニ付謹ミテ軍ノ現況並ニ希望事項ヲ報告ス、依而關係方面ニ傳達方謹ミテ懇請ス

而シテ連合國側ノ行動が正義ニ則リ公正ナル態度ヲ保持セラレアルヲ深ク感激シ我亦指示セラルル事項ハ公明正大且誠實ニ實施セント、信念ヲ以テ部下並ニ關係方面ヲ指導シツツアリ

第一 一般的現況報告事項

(一) 当方面ニ於ケル日本人一般ノ心境ニツイテ

停戦ノ大詔並ニ逐次登セラレタル上司ノ訓示命令等ニ依リ情況全ク明カトナリ今日ニ於テハ日本人全員國家ノ現狀ヲ正確ニ理解シ公正ナル態度ヲ以テ誠實ニ和平問題ニ處スベキヲ明カニ悟リアリ然レ共終戦ニ伴フ交通通信連絡ノ梗塞ハ大詔ノ御趣旨ヲ漏レナク徹底セシムルニ困難ノ点アリテ大詔漢電直後ノ情勢混沌タル時期ニ行方不明ニナリタルモノ數十

名アリタルモ其ノ大部ハ之レヲ搜索召還セルモ尚七五名未掌握ニ付テ引續キ探索召還致シ
度ニ付許容相成度

ニ民心ノ動向並ニ治安状況ニ就テ

日本軍進發以來「インドネシア」一般ハ漸次民族意識ノ昂揚ヲ見ツツアリシガ政治參與ノ漸
次擴大ト昨年九月七日ノ日本政府ノ宣言セル東印度將來ノ獨立認容一件ト獨立意欲ノ急速
ニ向上シ本年七月獨立準備調査會、研究調査ヲ終リ引續キ上司ヨリ獨立準備委員會設立ノ
方針明示セラレ八月十九日ヨリ獨立準備委員會ノ発足ヲ見ントシ具体的処理ヲ着々實施中
ナリシ処八月十五日「ボツタム」宣言受諾ニ関スル大詔ヲ拜スルニ至レリ

依ツテ軍ハ八月十六日以來指導者ニ對シ新事態ノ發生ト獨立支援不可能トナレル旨ヲ内示
スルト共ニ二十二日新事態ノ正式發表ト同時ニ最高指揮官佈告ヲ以テ之ヲ明示シ又此ノ
間再三注意ヲ喚起セリ斯ノテ民衆指導者ハ軍ノ指導及再三ノ注意ニ依リ正式獨立ノ不可能
ナル事由ヲ承知セルモ日本降伏ノ報傳モヤ一部ニ於テ極度ノ昂揚セル民衆ノ獨立意欲ニ引
キツラレ軍ノ制止ヲ無視シ緋ヨニ獨立ヲ宣言シ大統領ヲ推戴シ且政務移讓ヲ要求セシモ軍
ハ之レヲ認メズ政務移讓ヲ一蹴セリ然レ夫未ダ一部ニ於テ暴動ヲ續ケアルモノアリ

軍八軍政ノ根本ニ反スルモノ又ハ治安ニ害アルモノハ断乎之レヲ抑壓シアルモ現下ノ事態ニ於テハ裏面的策動ニ関シテハ必ズシモ取締ノ完備ヲ期シ難キト共ニ極端ニ彈圧スルトキハ連合側進駐ヲ直前ニシ治安維持ニ支障ヲ生スル虞レアルニ付キ此ノ辺ヲモ考慮シ対策ヲ講シツツアリ

次ニ治安紊乱ノ虞レアルハ日本軍ノ降伏發表ニ伴ヒ現地住民ノ華僑混血アラブ或ハ官吏ニ對シ又軍官民ノ貯藏物資農園等ニ對スル掠奪ニシテ目下手段ヲ盡シテ之ヲ禁遏シアルモ此等ノ警戒ニ充當シアル兵力ハ概ネ四千アリ

仰苗折ノ解放日本側ト連合軍側トノ引継ノ前後等ニ於テ相当大ナル掠奪行為行ハルルヤモ固リ難キヲ以テ注意ヲ要スベキモノト思料ス

共産分子ノ活動ハ従来活潑ナラザリシモ最近ニ於テハ孤立運動等ニ便乘シテ總テノ外力ヲ排除シインドネシアノインドネシア等ノ標語ヲ掲ゲ宣傳ビラ等ヲ撒布シ一部ノ住民ヲ煽動シツツアリ

(二) 軍政ニ就テ

新事態発生以後日本軍ハ左記方針ヲ以テ軍政ヲ處理シツツアリ

左記

新事態発生スルモ日本軍ハ聯合國軍進駐シ之ニ引継グ迄依然軍政施行ノ責ニ任シアリ

而シテ軍政施行ニ方リテハ從來ノ直接作戰準備ノ爲ニ實施セルカ如キモノハ中止セルモ他
ハ總テ現状維持及治安ノ確保ヲ絶対要件トシテ實施シツツアリ特ニ民生經濟就中衣類ノ生
産食糧ノ供出確保配給其ノ他聯合國軍ノ爲ニ直接必要トスル事業等ハ万難ヲ排シテ繼續中
ナリ

住民ノ平和的手段ニヨリ民族自身ノ福祉ヲ増進シ進ンデ世界平和人類ノ福祉増進ノ爲ニ貢
獻セシムル如ク指導シツツアリ

第二 俘虜抑留者事項

(四) 俘虜抑留者ト就テ

俘虜抑留者ハ戰爭間ハ諸事不如意ノ爲取扱給養等ニ不十分ノ點アリシガ戰爭終了スルヤ
最優先的ニ之ガ改善ニ勉メ目下良好ナル状態ニ在リト信ジアリキ
一切ノ引継準備ヲ完了シテ承継カレ度

第三 降伏實施事項

(五) 降伏實施ヲ嚴密迅速ナラシムル方法

降伏實施ハ東南アジア連合國最高指揮官閣下並ニ其ノ代理者タル如何ナル指揮官ノ命令指示ヲ嚴密迅速ニ服從之レヲ實行スルヲ爲テ当地ニ於テハ我が軍隊軍政機關軍需諸資材が各地ニ分地セラレアルニ鑑ミ左ノ如ク準備シアリ

左記

(1) 先ヅ「バタビヤ」或ハ「バタビヤ」港外連合國側艦船上或ハ「タンジョンプリオク」ニ於テ降伏ノ爲メ全般指示ヲ受ケ之レが實施ノ爲必要ナル全般協定ヲ行ヒ(特ニ豫備指示交渉アリバ最モ忠實ニ命令ヲ實行スルヲ得)次イデ左記機關毎ニ前記同様同該機關ノ全般ニ関スル指示ヲ受クルト共ニ實施ノ爲必要ナル中央協定ヲ行ヒ最後ニ樞地毎ニ現場ニ於ケル引継ヲ行フモノトス

左記

全般事業並ニ作戦治安關係事項

軍本部 海軍及航空本部 (憲兵・治安部)

廢務並ニ應接關係事項

軍副官部

兵器關係事項

軍兵器部 (野戰兵器廠・野戰自動車廠・野戰通信機)